

## 1. 運行目的

① 運行目的	高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バスゆらのすけ「宮前」停留所までの間を、中型車両（セダン型）を活用した予約型乗合タクシーを公共交通として運行する。
--------	---

## 2. 運行エリア

① 運行エリア	有年地区全域 (ただし、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の「宮前」停留所までの間、又は「宮前」停留所から自宅までの間とする。)
---------	---

## 3. 運行形態等

① 事業主体	赤穂市
② 運行主体	タクシー事業者
③ 運行形態	区域内運行（予約型乗合タクシー）

## 4. 運行方法

① 利用対象者	赤穂市民で事前登録した方（介護が必要な方は介護者同伴）
② 運行日	月曜日～土曜日 ※運休日は日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
③ 運行便数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅から「宮前」バス停留所まで 1日4本 (予約制により乗合いで運行する)</li> <li>・「宮前」バス停留所から自宅まで 1日3本 (宮前バス停近くの空き地から、予約制により乗合いで運行する)</li> </ul> ※ただし金曜日は圏域バス「ていじゅうろう」に接続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅から「宮前」バス停留所まで 1日2本（利用は上記と同じ）</li> <li>・「宮前」バス停留所から自宅まで 1日2本（利用は上記と同じ）</li> </ul>

④ 運行時刻	<ゆらのすけ接続>月・火・水・木・土曜日 南北Aルート(有年東部)…月、水 南北Bルート(有年西部)…火、木、土 <ていじゅうろう接続>月～土曜日の毎日 上郡ルート(有年東部)…毎日運行												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自宅 ⇒ 宮前停留所</th> <th>宮前停留所 ⇒ 自宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 7:55着(予約) (ゆA:8:11発、ゆB:8:12発) (て:8:04発)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 12:25着(予約) (ゆA:12:43発、ゆB:12:37発)</td> <td>③ 12:25発(予約) (ゆA:12:08着、ゆB:12:07着) (て:11:57着)</td> </tr> <tr> <td>④ 13:30着(予約) (て:13:44発)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 15:20着(予約) (ゆA:15:38発、ゆB:15:32発)</td> <td>⑥ 15:20発(予約) (ゆA:15:03着、ゆB:15:02着) (て:15:07着)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 17:20発(予約) (ゆA:17:13着、ゆB:17:12着)</td> </tr> </tbody> </table>	自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅	① 7:55着(予約) (ゆA:8:11発、ゆB:8:12発) (て:8:04発)		② 12:25着(予約) (ゆA:12:43発、ゆB:12:37発)	③ 12:25発(予約) (ゆA:12:08着、ゆB:12:07着) (て:11:57着)	④ 13:30着(予約) (て:13:44発)		⑤ 15:20着(予約) (ゆA:15:38発、ゆB:15:32発)	⑥ 15:20発(予約) (ゆA:15:03着、ゆB:15:02着) (て:15:07着)		⑦ 17:20発(予約) (ゆA:17:13着、ゆB:17:12着)
自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅												
① 7:55着(予約) (ゆA:8:11発、ゆB:8:12発) (て:8:04発)													
② 12:25着(予約) (ゆA:12:43発、ゆB:12:37発)	③ 12:25発(予約) (ゆA:12:08着、ゆB:12:07着) (て:11:57着)												
④ 13:30着(予約) (て:13:44発)													
⑤ 15:20着(予約) (ゆA:15:38発、ゆB:15:32発)	⑥ 15:20発(予約) (ゆA:15:03着、ゆB:15:02着) (て:15:07着)												
	⑦ 17:20発(予約) (ゆA:17:13着、ゆB:17:12着)												
金曜日<ていじゅうろう接続> ※「ゆらのすけ」は運行していません													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自宅 ⇒ 宮前停留所</th> <th>宮前停留所 ⇒ 自宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 7:55着(予約) (ていじゅうろう 8:04発)</td> <td>② 12:10発(予約) (ていじゅうろう 11:57着)</td> </tr> <tr> <td>③ 13:30着(予約) (ていじゅうろう 13:44発)</td> <td>④ 15:15発(予約) (ていじゅうろう 15:07着)</td> </tr> </tbody> </table>	自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅	① 7:55着(予約) (ていじゅうろう 8:04発)	② 12:10発(予約) (ていじゅうろう 11:57着)	③ 13:30着(予約) (ていじゅうろう 13:44発)	④ 15:15発(予約) (ていじゅうろう 15:07着)							
自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅												
① 7:55着(予約) (ていじゅうろう 8:04発)	② 12:10発(予約) (ていじゅうろう 11:57着)												
③ 13:30着(予約) (ていじゅうろう 13:44発)	④ 15:15発(予約) (ていじゅうろう 15:07着)												

- ・完全予約制により運行。
- ・事前登録(名簿)の受付は市役所(企画広報課)で行う。

## 5. 予約

① 予約方法	タクシー事業者へ予約する。
② 予約時間	<p>◆完全予約制による運行とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始発（宮前停留所 8：11 発及び 8：12 発の「ゆらのすけ」又は 8：04 発の「ていじゅうろう」）のバスを利用して市街地方面行きを希望する場合は、前日の午後 6 時まで予約する。</li> <li>・その他のバスへの乗車又は降車して自宅に帰る場合は、原則として当日の午前 10 時まで予約する。</li> <li>・帰りは宮前停留所近くの待合所に停車しているタクシーに乗車する。</li> </ul> <p>◆予約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行するタクシー会社の受付員に「乗合タクシーに乗車したい」ことを伝え、「名前」「乗車日」「乗車場所（自宅）」「バス乗車時刻」「人数」など必要事項をタクシー会社で確認のうえ、受付を完了する。</li> </ul>

## 6. 運行会社

① 事業者	<p>(1) 赤穂タクシー株式会社</p> <p>(2) 赤穂神姫タクシー株式会社</p> <p>(3) 御崎タクシー株式会社</p>														
② 予約受付・運行	<p>輪番制により、予約受付及び運行を事業者の責任において実施する。輪番については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="686 1440 1082 1787"> <thead> <tr> <th>平成 29 年度</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4・5 月</td> <td>御崎</td> </tr> <tr> <td>6・7 月</td> <td>赤穂</td> </tr> <tr> <td>8・9 月</td> <td>神姫</td> </tr> <tr> <td>10・11 月</td> <td>赤穂</td> </tr> <tr> <td>12・1 月</td> <td>神姫</td> </tr> <tr> <td>2・3 月</td> <td>御崎</td> </tr> </tbody> </table>	平成 29 年度	事業者	4・5 月	御崎	6・7 月	赤穂	8・9 月	神姫	10・11 月	赤穂	12・1 月	神姫	2・3 月	御崎
平成 29 年度	事業者														
4・5 月	御崎														
6・7 月	赤穂														
8・9 月	神姫														
10・11 月	赤穂														
12・1 月	神姫														
2・3 月	御崎														

## 7. 運賃の設定

① 運賃	1乗車につき300円 ただし、小学生未満は無料とする。(ゆらのすけと同制度)
------	---

## 8. 車両

① 車両数	常用車両2台(中型車)(旅客定員4名/台) 予備車両2台(中型車)(旅客定員4名/台) (予約状況により配車する)
-------	---

- ・タクシー会社において用意し、運行する。また、一般乗用タクシーを乗合タクシーとして兼用する事とする。
- ・住民が一目でわかるよう、「うね・のり愛号」のステッカーを添付する。

## 9. 運行見直し基準

① 基準の設定	運行見直し基準について、1便あたりの利用者数を1.1人以上/便とする。
---------	-------------------------------------